**人権デュー・ディリジェンス: 国家の役割**

**2013年 経過報告書**

2013年11月、企業の説明責任に関する国際円卓会議(ICAR)の委託により、ファフォ応用国際研究インスティチュート(Fafo Institute for Applied International Studies)(ノルウェー・オスロ)、マーク・B・テイラー作成

本文書は、 [Business & Human Rights Resource Centre(ビジネスと人権リソースセンター)](http://www.business-humanrights.org)による非公式の翻訳です。

オリジナル版 (英文のみ)は: <http://accountabilityroundtable.org/wp-content/uploads/2013/11/ICAR-Human-Rights-Due-Diligence-2013-Update-FINAL1.pdf>

# 人権を尊重する責任: 独立するも隔絶せず

国連・ビジネスと人権に関する指導原則(2011年)は、国際的な基準に照らして企業が人権を尊重することの意味を明確にしています。指導原則の定義によれば、人権を尊重する責任は、企業は害を及ぼしてはならないという原則に基づきます。指導原則では、人権を尊重する責任を満たすには、企業はデュー・ディリジェンスをもって行動し、他者の権利を侵害しないことを保証しなければならないと言明しています。

言い換えれば、企業の責任はその活動と関係から発生するので、企業は方策を講じて(デュー・ディリジェンス)、その活動と関係が人権を侵害しないことを保証しなければならないということです。指導原則では、この責任は企業活動と国際的な関係全般に及ぶこと、またこれは企業の独立した責任、即ち、国家の作為不作為の影響を受けずに存在する責任であると明確にしています。

**独立するも、隔絶せず**

人権を尊重する企業の責任は、人権を保護する国家の義務の影響を受けませんが、全く隔絶しているわけではありません。実際、指導原則1には、企業による人権侵害から人権を保護する国家の義務には、「**実効的な政策、法律、規制及び裁定を通じて」、**人権侵害を「**防止し、捜査し、処罰し、補償するために適切な措置をとる」ことが含まれると述べられています。**

2012年、人権デュー・ディリジェンスプロジェクトにより、米国から中国、オーストラリアからナイジェリア、アルゼンチンから欧州連合およびその加盟諸国、慣習法の国々から民法の国々まで、世界中の国家の法的慣習を含めた法制度でデュー・ディリジェンスが活用されていることが分かりました。これらの法制度におけるデュー・ディリジェンスのプロセスは、指導原則に述べられたデュー・ディリジェンスのプロセスと一致しています。そのため、報告書「人権デュー・ディリジェンス報告書、国家の役割」(人権デュー・ディリジェンス報告書)では、デュー・ディリジェンスの構成要素は、人権へのリスクを特定し、そうしたリスクを防止または軽減する措置を取り、リスクとそれに対処する措置について透明性を保つといった、多くの管轄地域や世界中によくあるデュー・ディリジェンスの手順の新たな基準となるものということができると結論付けています。 (付属文書 I 「人権デュー・ディリジェンスの手順」参照)

世界中で、場合により労働基本権を含む人権の保護、または消費者保護や環境保護等の関連リスクへの対応を含めた、法律の基準に対する企業のコンプライアンスを評価するのにデュー・ディリジェンスが活用されています。しかし、このプロジェクトにより、既存のデュー・ディリジェンスの形態では人権そのものに明確に言及するものはほとんど見られないことが分かりました。指導原則でも、企業が人権に関するデュー・ディリジェンスを実施することを保証するために国家が利用できる政策や法律の選択肢が明記されていません。プロジェクトの専門部会でも、多くの場合法律がきちんと施行されていないことが専門家や弁護士からしばしば聞かれました。

# 国家の規制選択肢

人権デュー・ディリジェンス報告から12か月の間に、進展の兆しがありました。報告書に述べられるように、多くの国ではデュー・ディリジェンスはどこか遠い国の法律や規制上の概念ではないことが証拠づけられています。しかし、国の慣行には著しいギャップが残っています。国家はもっと法的手段を利用して、一般的に企業が人権を尊重し、特に企業での人権に関するデュー・ディリジェンスの実施を保証することができるはずです。

人権デュー・ディリジェンス報告書(2012年)によれば、国が企業に人権デュー・ディリジェンス活動を確実にさせるための規則による取り組みには大きくは４つありました。

* 法律・規則へのコンプライアンスの問題としてのデュー・ディリジェンス
* デュー・ディリジェンスの実施を証明できる企業に優遇措置や便益をもたらす規則
* 透明性と情報開示のルールを通じたデュー・ディリジェンスの奨励または義務付け
* 以上の組み合わせ

以下は、それぞれの取り組みにおける2013年の新たな方策の実例です。人権デュー・ディリジェンス報告書(2012年)の事例を使って、簡単に説明します。

## 1.コンプライアンスとしてのデュー・ディリジェンス

ほとんどの国には、コンプライアンスの面からデュー・ディリジェンス要件を課す法規定があります。人権デュー・ディリジェンス報告書(2012年)にあるように、企業にデュー・ディリジェンスの実施を求める規則は、規則に明記される直接の法的義務として、または間接的に刑事・民事・行政上の違反行為に対する告発からの防御手段として企業にデュー・ディリジェンスを活用する機会を提供する形で施行されています。

例えば、インド、ドイツ、ガーナの規制機関は、環境または建設部門の労働者の安全に影響する可能性がある事業活動に許認可を与える根拠として、通常、企業にデュー・ディリジェンスの実施を義務づけています。米国の裁判所は、環境に対する義務不履行や贈収賄の告発に対する防御策として企業がデュー・ディリジェンスを取り上げることを認めています。同様に、OECDから中国までほとんどの国のマネーロンダリング防止法では、Know-Your-Customer (KYC)とも呼ばれる顧客デュー・ディリジェンス(CDD)の実施を金融機関に義務付けています。中国では、国外の中国人労働者の職場安全に関するデュー・ディリジェンスの実施を企業に義務付けています。

2013年11月、フランスの国会議員が、フランスの会社がその経済活動の枠組に害を及ぼす可能性を避けるため、デュー・ディリジェンスシステム整備の証明を要件とする法案を議会に提出しました。この法案には国連指導原則とOECDのガイドライン双方への言及もあり、実質的にこの2つの国際的機関が規定する方向に沿って、フランスの刑法および民法に基づく人権尊重の法的責任を規定しています。そうすることで、この法律では、企業にデュー・ディリジェンスによる防御策を提示しています。

この法案では、企業が経済・商業活動を行うなかで基本的人権を侵害することから生じる損害の賠償責任制度を設置して、民法および刑法を改正することを提案しています。

推定された責任は最終的なものではなく、企業はどの活動も基本的人権に影響を及ぼすとは認識していなかったこと、またはその影響の回避にあらゆる手だてを講じたことを証明すれば、責任を免除される可能性があります。

この法案は、フランス商法を改正して、基本的人権に影響を及ぼす可能性のあるあらゆる活動を監視することを企業に奨励する条項を追加することも提案しています。この法案では、このような監視は、会社に応じた方法を利用できることを明確に認めており、実質的にそれぞれの中小企業で起こりえる人権への影響に応じた方策を実施できるようにしています。

### 刑事責任

多くの管轄区域では、重大な人権侵害を構成する犯罪を含め、会社が負う可能性がある刑事責任について規定されています。人権デュー・ディリジェンス報告書(2012年)に記載のように、国家は、デュー・ディリジェンスをもって特定の犯罪への防止対策を怠った企業の刑事責任を追及することができます。場合により、会社は、その代理業者(従業員、委託先業者)が犯した犯罪での告発は、有効なデュー・ディリジェンスのプログラムを整備していたことを証明できれば、回避することができます。法人の刑事責任についての規定がその国の刑法にない場合でも、従業員一人ひとりが同様の刑事訴訟の被告になる可能性があります。

2013年4月25日、ドイツ、チュービンゲンの検察官が、スイスとドイツの製材会社ダンザーグループのシニアマネジャーのオルフ・フォン・ガジェム氏の取り調べを求めるNGOの刑事告訴状を受け取りました。訴状では、2011年5月2日にコンゴ民主共和国北部ヤリシカのボングル村で、コンゴの治安部隊が軍事行動中に犯した人権侵害を未然に防止しなかったとして、フォン・ガジェム氏の不作為を申し立てていました。訴状によれば、治安部隊は軍事行動中に、重大な身体的危害を与え、レイプを犯し、所有物を損壊し、恣意的に村人を拘束した。訴状によれば、コンゴの治安部隊は、当時のダンザーの子会社シフォルコ社から、村へ移動手段、拘束者の搬出手段、金銭の支払いなどの後方支援を受けていたということです。訴状によれば、フォン・ガジェム氏は治安部隊の軍事行動によるリスクを予想し、取るべき措置を怠ったとしています。ダンザー氏とシフォルコ社はこの容疑を否定し、暴力行為の手助けをしたわけではなく、治安部隊には彼らの統制と責任は及ばないと反論しました。

### 民事責任

多くの国の法制度には、デュー・ディリジェンスの不履行による場合を含め、危害や不利益をもたらす企業の民事責任についての規定があります。人権デュー・ディリジェンス報告書(2012年)に記載のように、そうした不作為とは通常、危害が生じるリスクを軽減させるために本来取るべき予防措置を全く取らないことと定義されます。

2013年には、民事訴訟裁判の判決により、デュー・ディリジェンスが企業活動上の要件として強調される事例がいくつかありました。

1月、オランダの裁判所で、パイプラインからのオイル漏れでナイジェリアの農家が受けた損害の責任は、ロイヤル・ダッチ・シェルのナイジェリアの子会社にあるとする判決が下されました。オランダの裁判所は、ナイジェリア法を適用して、特に、第三者による妨害行為が地元住民に及ぼすリスクを軽減するために同社が本来取るべき予防策を取らなかったとして、子会社の過失を認める判決を下しました。

. . . [同社]は、IBIBIO-I油井を極めて危険な状況におき、その状況をそのまま放置した。. . . [同社]は、妨害行為による明らかなリスクを予測し、リスクに対する効果的な予防措置をもっと取るべきだった. . . 特に、 [原告]アクパン氏のように、土地と養魚場を収入源としている近隣住民は、妨害行為で大きな損害を受けるリスクにさらされていた . . . その妨害行為の実行は容易だった。

原告側は裁判所に、彼らの人権、特に身の安全が侵害された事実を認める裁定を求めました。裁判所は、ナイジェリア法では、被告企業が直接危害を及ぼした場合には、そうした裁定を下した前例があるが、第三者が危害を及ぼし、被告企業の不作為はこれを助長したに過ぎない場合には、そうした前例はないことを根拠に、これを却下しました。

3月には、ウガンダ、カンパラの上級裁判所は、コーヒー畑に通じる道路建設のために政府軍によって強制的に立ち退かされた借地人を勝訴とする判決を下しました。裁判所は、その裁定で、従来の借地人からカウエリコーヒー農園への土地譲渡、および土地の住民2000人から4000人の移転に関して、ウガンダ投資庁はデュー・ディリジェンスの実施を怠ったことを認める判決を下しました。当裁判所は、ウガンダ投資庁がその弁護士の業務内容を確認しなかったことにより、不正な土地譲渡で発動した治安部隊により借地人が暴力的に立ち退きを強いられてしまったと認定した。特に、ウガンダ投資庁(UIA)は、

. . . デュー・ディリジェンス、監督、牽制機能の執行を怠った。注意を怠らなけれれば、取引全体が疑わしいことに気付いたはずである。投資庁は、土地の価格、賠償金額、署名済みの補償合意書、権利証書などの書類入手などの確認を怠った. . .

当裁判所は、第一の責任は投資庁が雇った弁護士にあるとしながらも、カウエリコーヒー農園の背後のドイツ投資会社について次のような厳しい言葉を述べました。「投資会社にはわが国の住民が搾取されないことを保障する義務がある。彼らは人権と人の価値を尊重すべきだった。借地人が適切な補償を受け、移転先を見つけ、適切な通知を受けることをもって職務を果たしたと考えるべきだった。しかし、彼らは単なる傍観者にすぎなかった….。」ドイツの投資会社は、裁判所の判断を、事実誤認に基づくとして否定しました。

## デュー・ディリジェンスの優遇措置

多くの国には、企業にデュー・ディリジェンスを奨励または義務付けるために、消費者(調達)、投資家、あるいはそれ例外のマーケットプレイヤーとしての国家の役割を活用する規則があります。こうした手法では政策や法律を活用して、デュー・ディリジェンスの実践を実証する見返りとして企業に優遇措置や便益を提供します。

日本、韓国、台湾には、環境にやさしい活動への取り組みを証明できる生産者には、例えば優遇措置が与えられる「グリーン調達」という法規定があります。米国連邦政府調達規則 (FAR)では、連邦政府の納入業者に、その製品の生産国の児童労働に関するデュー・ ディリジェンスの実践の証明を求めています。同様に、米国デービス・ベーコン法は、連邦政府から建設契約を請け負う業者の不当な安売りと戦っているのです。ノルウェーの国家年金基金「グローバル」では、広範囲にわたって人権侵害に関する調査が行われ、デュー・ ディリジェンスの実践を適切に証明できなければ、制度から排除されるか、監視下に置かれることがあります。

2013年、欧州連合(EU)は、イスラエル入植地で生産される製品のデュー・ディリジェンスを可能にする取り組みをしました。EU外務上級代表のキャサリン・アシュトン氏は、 欧州委員会の高官に書簡を送り、パレスチナ被占領地域内のイスラエル入植地製の製品にその生産国名が表示されていることを、あらゆる法的・行政的方法で確認するよう指示しました。同氏はその書簡で、イスラエル入植地の建設に反対するEUの立場と、イスラエル入植地製品をイスラエル製としてEUに入ることを阻止することとの関係を認めました。EUでは、国がこのように製品のラベル表示を規制できる法律が既に存在します。アシュトン氏のこの行動は、2013年4月に EUの外相13人が同氏への書簡で、イスラエル入植地からEUに輸出され、欧州市場で販売される製品のラベル表示の要件について、EU 全加盟国向け指針の策定を支持する意思を表明したことを受けて行われたものです。

また、2013年にEUは、その資金がイスラエル入植地に流入しないように、イスラエルで営業する企業への優遇措置制度を見直す動きに出ました。EUは、その資金援助の対象からイスラエル入植地を排除する指令を出しました。国際法に沿ったEUの立場とコミットメントの尊重を確実なものにするため、被占領地在住か事業活動をするイスラエル企業も、EU出資の「助成金、報奨金、[または]金融商品」を受ける資格がありません。このガイドラインは、被占領地内に設立または操業するかその一部を置く、イスラエルのあらゆる国有・民間企業、NPOを含む非政府組織に適用されます。ガイドラインでは、契約を実行するためには、助成金、報奨金、または金融商品を申請するイスラエル企業は、上記の規定要件に照らして資格を証明することが求められます。しかし、申告されこともあります。

ノルウェーの輸出信用機関GIEKは2013年、OECD のコモンアプローチ(2012年改正)と国連指導原則と整合させるため、顧客の社会的、環境的要件に関わる方針や手順を改定しました。GIEK の新方針は、モバイルユニット(船舶)、1000万SDR以下のプロジェクト、短期取引など、取引全般にわたるものであるため、OECD の最低要件を超えています。実際、GIEKは国際金融公社のパフォーマンススタンダード(IFC-PS)を大いに利用し、輸出信用あるいは保険の申請者が記入するアンケートを活用しています。これらが、社会(人権)と環境への影響の面で、GIEK の企業との関わり方やGIEK 自身のデュー・ディリジェンスの基礎をなしています。さらに、GIEKは、現地視察、独立した第三者専門コンサルタントの利用、オンラインデータスクリーニングツールの活用などの様々な手段により、その取引におけるリスクを特定しています。GIEKは、プロジェクトの承認または開始に先立って、プロジェクトを実施する企業とプロジェクトに融資する銀行の双方に起こりうる問題点を抽出します。社会的成果と環境パフォーマンスのベンチマークが設定され、プロジェクト中にGIEK はこれらの基準が、銀行が定める融資契約に統合され、法的拘束力を持つ義務となるように取り組んでいます。顧客企業は、これらのベンチマークと照らした結果報告の定期的提出を求められます。中・高リスクのプロジェクトでGIEK に提供される影響情報は、GIEK のウェブサイトに掲示されます。

## デュー・ディリジェンスの情報開示

デュー・ディリジェンスを奨励または義務付ける3つ目の取り組みは、透明性と情報開示の仕組みを通じて行うものです。人権デュー・ディリジェンス報告書(2012年)に記載のように、国家は、危害が特定されれば市場と社会でこれを抑制しようとするだろうという意図から、企業にデュー・ディリジェンスの情報開示を求める規則を施行しています。

例えば、多くの国の証券取引法では、何らかの会社報告を義務付けており、デンマーク、ノルウェー、スペイン、マレーシアのように、法律で企業の社会的責任についての報告義務を課すこともできます。フランス、アルゼンチン、ドイツ、米国、EUのように、情報は利益に貢献し、投資家、規制当局、事業活動から負の影響を受ける可能性のある人々等を行動に駆り立てるという理屈に基づいて、消費者保護法で情報開示を求める国もあります。

米国国務省は2013年、ミャンマー（ビルマ）が改革を進め米国が制裁措置を解いたことを受けて、同国への新規投資に対する報告要件を定めました。この新要件によると、米国人がミャンマー石油・天然ガス事業(MOGE)に投資する場合、あるいは投資総額が50万ドルを超える場合は、ミャンマーにおける事業活動の概略および適宜、人権、労働者の権利、腐敗防止、環境、資産取得、セキュリティープロバイダーとの取り決め、財務の透明性等について報告しなければなりません。

米国国務省は、こうした情報開示と企業間での共有情報を利用することで、ビルマでの企業活動が及ぼす様々な影響に対処するための方針や手順を開発することを奨励・支援することになると期待しています。例えば、「企業が負の影響を防止または軽減する力を持っている場合には」国務省は、国連指導原則に従って自社で「その[力]を行使して」行動することを企業に奨励しています。企業がその力を強化することができない場合には、「企業は、関係終了が及ぼす負の影響に対する信頼できる評価を考慮した上で、関係終了を検討するべきである」。報告義務を怠った投資家はコンプライアンス違反あり、国際緊急経済権限法違反で民事および刑事処分の対象となります。

2013年7月、米国の裁判所は、紛争鉱物に関する情報開示義務を不服として起こされた訴訟で、全米製造業者協会、全米商工会議所、およびビジネスラウンドテーブルの主張を退けました。この訴訟は2012年、ドッド・フランク、ウォールストリート改革および消費者保護法1502条に異議を申し立てる形で起こされました。ドッド・フランク法1502条は、証券取引委員会(SEC)に登録された有価証券をもつ会社に、その会社が製造(または製造委託)する「製品の機能または生産に必要な」紛争鉱物について、年1度の審査と報告を義務付けるものです。会社は誠実に原産国調査を行い、錫、タンタル、タングステン、金がコンゴ民主共和国(DRC)またはその近隣諸国産である場合には、デュー・ディリジェンスを実施し、紛争鉱物 に関する報告書を提出しなければなりません。また、提出者のデュー・ディリジェンスは国内外で認められるデュー・ディリジェンスの枠組に従うものであることも求められています。SECは、OECDの「紛争地域および高リスク地域産の鉱物の責任あるサプライチェーンに関するデュー・ディリジェンスの指針」は、SECの基準を満たすものであると述べています。

この訴訟で、原告側は、この規則の発令においてSECは証券取引法に基づく法定義務を無視しており、規則制定の手続きは他の多くの点で恣意的かつ気まぐれであり、また、本規則とドッド・フランク法1502条が求める公開の義務は、米国憲法修正第1項に違反して言論を強制すると主張しました。コロンビア特別区連邦地方裁判所は、この主張を退けました。同裁判所は、SEC は議会の意図に沿って規則の制定を進めたとする裁定を下しました。すなわち、

コンゴ民主共和国における紛争による人権侵害をなくすという目標を達成するため、議会は証券取引法の情報開示義務を活用することにし、企業の紛争鉱物の原産地に対する社会の認識を広く集め、紛争鉱物のサプライチェーンに関するデュー・ディリジェンスの実施を促した。

同裁判所は、SECの規則は恣意的でも気まぐれでもなく、この規則も問題の法律も米国憲法修正第1項に基づく業界の権利を侵害していないという裁定を下しました。

## デュー・ディリジェンス規制の「ミックス」

デュー・ディリジェンスを奨励または義務付ける規制の4つ目の選択肢は、これまでの手法の組み合わせです。国家では通常、規則で定める基準に合わせて、企業の人権尊重を促す優遇措置の仕組みを構築するため、こうした手法の側面を組み合わせ、コンプライアンスの評価が効果的かつ効率的に行えるように保障します。例えば、環境保護、労働者の権利、消費者保護、または腐敗防止を統制する管理規定の中で、許認可の根拠として企業にデュー・ディリジェンスを義務付けることができます。また、定期的な報告によって企業のデュー・ディリジェンス活動の情報開示を求めることもできます。このような規則の施行で、行政指導(罰金)、刑法による制裁、民事訴訟の可能性等を組み合わせることができますが、これらの場合は、デュー・ディリジェンスは防御となります。

2013年3月、米国は人身取引被害者保護再授権法(TVPRA)を再承認しました。これには、政府機関が企業と協力して、そのサプライチェーンが、人身売買による労働力で生産された材料とは無縁であるようにする、また企業が性的搾取を目的とした人身売買に一切加担しないようにすることを義務付ける規定が含まれています。この法律ではまた、刑法の威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法(RICO)を改正し、奴隷売買のような犯罪とともに、前提犯罪として外国人労働者契約の詐欺罪を盛り込んでいます。 2013年のTVPRAは米国では、企業が人身売買やそれに関連する犯罪に関与するリスクに関する規則を強化する一連の方策の最新のものにすぎません。2012年9月、オバマ大統領はエグゼクティブオーダー13627「連邦契約における人身売買防止策の強化」を発令しました。これは、他の公的調達計画を管理する規則に実質的に類似したデュー・ディリジェンスの優遇措置を含め、連邦政府の受託業者に人身売買に関連する活動への関与を禁じ、受託業者および下請け業者に対して差別是正義務を規定するものです。

確実なコンプライアンスに向けて、受託業者およびその下請け業者は、発注機関の監査および調査に全面的に協力することに契約で同意しなければなりません。また、50万ドルを超える契約については、受託業者およびその下請け業者は、具体的なデュー・ディリジェンスの方策を盛り込んだコンプライアンス計画書を保持することが義務付けられます。このエグゼクティブオーダー(EO)は、契約の履行場所が米国内であれ国外であれ、全てのサービスまたは物品の連邦契約を対象としており、規定に違反した場合には契約の停止または解除、または締め出し処分となる可能性があります。人身取引被害者保護法(2003年)によれば民事訴訟を起こす権利は確かに存在しますが、このEOはそのような権利を付与しません。2013年8月、この法律が施行された当初の企業訴訟で、軍需産業の納入業者KBR とそのヨルダン子会社が、米国連邦裁判所から出廷命令を受けました。

このように、企業活動、調達要件、情報開示規則、および刑事・民事上の救済措置への国家の関与を組み合わせるのは、国連指導原則でいう、企業の人権尊重を促進する方策の「スマートミックス」の典型例です。指導原則自体にもこのような複合的手法が、武力紛争地域での企業活動に関連して取り上げられています。原則7「**紛争影響地域において企業の人権尊重を支援すること**」に基づき、指導原則では、現実に紛争激化地域にある場合、企業が人権関連のリスクを「特定し、防止し、軽減する」ことができるよう、国家が早い段階で関わっていくべきだと提言しています。この国家の関与に、企業が協力を拒否する場合、公的支援の引き揚げという選択肢も加えるべきであり、「 重大な人権侵害に企業が関与するリスクに対処するには、強制的な措置が有効」です。

紛争地域の企業活動へのこうした手法の事例は、2013年にイスラエル占領下のヨルダン川西岸地区にあるオランダの投資銀行でありました。9月、オランダのエンジニアリング会社ロイヤル・ハスコニング (Royal Haskoning) DHV社は、占領下の東エルサレムの下水処理場から撤退すると発表しました。

この発表はオランダ政府の勧告を受けて行われたものです。オランダ政府は、イスラエルの入植は国際法違反と見ており、西岸地区の入植地へのオランダ企業の投資はやめさせる方針です。オランダの役人は活動家たちに次のように語っていました。「企業には積極的に情報を提供していて、オランダ政府の定めた義務はロイヤル・ハスコニング DHV社に伝えてあります。オランダ企業が経済活動でこうした関係に関与することは禁じられてはいません。最終的な責任は会社自身にあります」

同社は「各方面のステークホルダーと十分に協議した結果、このままプロジェクトに関与していれば国際法違反になるという判断に至り」撤退したと述べました。オランダの検察官は過去に、入植地での企業活動は戦争犯罪となりえると見なされることは明確で、入植地内または入植地に関係した事業をする企業は、活動中止に向けて具体的な方策を取るべきだと提言しています。10月、パレスチナ占領地域における人権に関する国連特別報告者のリチャード・フォーク教授は、占領地域での事業の継続は「問題があり」、刑事責任を問われる結果になる可能性があることを企業に伝えるべく努めてきたと述べています。

# 2014年のデュー・ディリジェンス

国家が規則や政策を策定してデュー・ディリジェンスの奨励や義務付けを行う方法には、その国家の法的慣習の機能や、既存の法律の下でデュー・ディリジェンスを活用している一般的な方法、規制すべき事業活動の性質、人権が関わる特定の状況等が関わってきます。しかし、近年の展開により、2014年以降、政策による権利擁護や法整備に関して優先的に取り組むべき事項が数多く明らかになってきています。

## 紛争地域の企業活動に対する国家の対応の優先順位

第一は国外の紛争激化地域の場合です。これは人権侵害が最悪であり、国外で起こっている人権侵害に対する国家の無作為には正当化の余地はありません。2014年以降、優先事項とすべき対応領域は少なくとも5つあります。

* 特に紛争鉱物に関するサプライチェーンの責任あるマネジメントを管理する規則を国際的に展開し拡大する。国際的な企業は米国証券取引委員会(SEC)の規制(ドッド・フランク法1502項)の対象となり、EUも同様の規則策定を検討中である。OECD で策定された、アフリカ大湖沼地域に関するデュー・ディリジェンス手法の有効性を見極める必要がある。また、武力紛争における人権侵害に影響する全ての商品を管理する政策や法律の整備に教訓を生かさなければならない。
* 輸出の許認可体制に人権デュー・ディリジェンスを組み入れる。武器貿易条約(2013年)により、武器輸出に関する許認可体制について、国家が政策調整する健全な基盤が整っている。今日では人権規定を持つ輸出許認可制度も一部あるが、有効な人権デュー・ディリジェンス制度の整備の証明を武器輸出業者に義務付けるものはないようである。条約の施行に先立って、国家は、武器輸出の許認可を申請する業者による人権デュー・ディリジェンスの実施を、許認可手続きの不可欠の要素に確実に組み込む方策を講じるべきである。
* 戦争や独裁権力に巻き込まれた企業に助言や支援を行う。先に述べたように、指導原則7およびその付属レポートでは、正しく行動しようと努める企業には関与し、協力的でない企業からは手を退くという、国家の柔軟な対応を規定している。国家はその政策や実施が確実にこの対応に沿うように方策を講じるべきである。
* 重大な人権侵害を犯す、またはこれに関与する企業の訴追に対して、司法的救済措置を利用できる余地を確保する。例えば2013年11月、NGOのTRIALが提出した刑事告訴状を受けて、スイス連邦検察はアゴル・ヒアレス(Argor-Heraeus) SA社 の調査を開始したと発表した。TRIAL の申し立てによれば、当該会社は2004年および2005年に同社が売買した金が、武力紛争の際にコンゴ民主共和国(DRC)から略奪されたものであることを認識していたとしている。当該会社はこの申し立てを強く否定している。
* 国際的な政策の調整を通じて、国家の取り組みに一貫性を確保する。国連事務総長特別代表ジョン・ラギー氏は、「指令に対する対応に関する提言」の中で、「国際的犯罪に相当する可能性のある重大な人権侵害を禁じる国際的基準を企業に適用する可能性について、国家の司法権によりその解釈は異なる」ことがわかり、おそらく国際的手段を通じた明確さが求められると提言している。国家は、重大な人権侵害の犠牲者に正義を取り戻す道への障害の除去に向けて、多国間対話を開始すべきである。

## **国家の企業との関係にデュー・ディリジェンスの組み入れ**

**明らかに国家の活動対象となると思われる第二の領域は、国家が重要な経済的役割を演じる事業関係の環境です。国家と連携して事業を行うための最低条件としてデュー・ディリジェンスを義務付けることは、市場に対する強力なメッセージとなり、企業の社会的責任の水準を上げることに役立ちます。これは、国際的な人権条約の義務に基づく国家の義務でもあります。企業が国家機関とのビジネスの一環として、国家は企業に人権デュー・ディリジェンスを義務付ける必要があります。これは、国有企業 (SOEs)、投資ファンド(年金)、海外開発援助の支出(ODA)、輸出信用/保険、公的調達にも当てはまります。**

## **デュー・ディリジェンスの範囲の確立**

国家は、企業にデュー・ディリジェンスを奨励または要求する場合、デュー・ディリジェンスの範囲を定める既存の基準を決して緩めてはなりません。指導原則の文言とその意図、および指導原則に基づく国内および国際的手段は、企業がその事業関係を通じて、有害となる可能性のある活動を他社にアウトソーシングすることによる責任の回避を阻止しています。

企業の社会的責任という課題が直面する重要な問題には、環境保護や労働基本権等の法的基準の説明責任と尊重が、事業関係の恣意的な利用や、多様な形態の企業体、管轄区域をまたぐ企業グループの組織または構造によって弱められるということがあります。指導原則とその関連手段の取り組みは、多くの管轄区域で会社法に基づいて設立される法人の形式上の制約を認める方法で、企業の責任を明確にしようというものです。同時に一方で、企業またはそのパートナーの事業活動から生起する潜在的危害や違反に対処する際に、対処の障害となるように組織形態を恣意的に変更されることを防ぐことにあります。

人権デュー・ディリジェンス報告書(2012年)の分析によると、デュー・ディリジェンスは異なる法制度においても同様の方法で活用されていることが示されています。国の管轄区域では、デュー・ディリジェンスは、複合企業構造または管轄区域をまたぐ活動が有効な規制にもたらす障害を克服するために活用されます。国の法体制では、企業のデュー・ディリジェンスを実施する責任は、個々の企業の法的境界で終了するものではありません。デュー・ディリジェンスは企業グループの全体、場合によっては、世界中のすべての事業関係に及びます。これは、腐敗防止(英国)、職場安全(中国)、紛争鉱物(米国)、障害者差別禁止(米国)、民事訴訟関連(EUブリュッセルI規則)等を対象とする国内・国際法にも当てはまります。

デュー・ディリジェンスというコンセプトの目的は、危害や違反行為を特定、防止、軽減し、これについて責任を負うことを企業に義務付けることです。こうすることにより、デュー・ディリジェンスの範囲が、その会社の世界各地の事業関係全体に及び、別個の法人実態または別個の管轄区域といった法的境界線を超えるよう意図されています。したがって多くの場合、この範囲は何よりもまず回避すべき危害の性質によって決まります。

## **デュー・ディリジェンスの情報開示**

**最後に、公的な政策による解決策が必要な第四の領域は、企業によるデュー・ディリジェンスの情報開示です。これは、デュー・ディリジェンスは企業が回避すべきリスクを探知することに、そして人権デュー・ディリジェンスは人に危害が及ぶリスクを探知することがその本来の目的なので、そうしたリスクを特定する情報を進んで開示または公表しようとする企業はなかなかありません。**

**公的な政策と法律によって、デュー・ディリジェンスの情報(リスクとそれに対処する方策)を公開できる環境を作り出す必要があります。一般的なCSR(企業の社会的責任)レポートに関する法律が その答えの一部になりますが、現在のところはまだ十分な開示を義務付けるものにはなっていません。マルチステークホルダープロセスは役に立ちますが、それがどの程度デュー・ディリジェンスの透明性を促進できるかは、一つには、特定の業界または特定の権利の保護に適用できる法的枠組の性質にかかってきます。紛争鉱物に関する報告義務に似た必須要件を含め、報告義務と情報開示要件をある程度組み合わせることが必要です。**